

議 会 運 営 委 員 会

令和3年9月29日（水）

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

- 1 議員改選後の初議会（令和3年11月浜田市議会臨時会議）での
議会提出予定案件について

資料1

- 2 令和3年11月臨時会議及び12月定例会議の会議予定について

資料2

- 3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正等について

資料3

- 4 その他

議員改選後の初議会（令和 3 年 11 月浜田市議会臨時会議）での 議会提出予定案件について

これまで改選後の臨時会の開催については、9 月定例会の最終日の議会運営委員会の議決を経て臨時会の請求をしておりました。

現在、浜田市議会では通年の会期を導入（地方自治法第 102 条の 2）したことに伴い、議会から市長への招集請求は不要となりました。

臨時会議での議会提出予定案件は、次のとおりです。

【議会提出予定案件】

- 1 議長の選挙について
- 2 副議長の選挙について
- 3 浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 4 議会運営委員会委員の選任について
- 5 常任委員会委員の選任について
- 6 浜田地区広域行政組合議会議員の選挙について
- 7 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会議員の選挙について

※その他市長提出議案も付議される予定です。

令和3年11月臨時会議及び及び12月定例会議日程(案)

		期間	日程案	会場	開始時間	備考	
10月	17日	(日)	浜田市長・浜田市議会議員一般選挙				
	18日	(月)					
	19日	(火)					
	20日	(水)					
	21日	(木)					
	22日	(金)					
	23日	(土)					
	24日	(日)					
	25日	(月)		全議員初会合	全員協議会室	(新議員) 9時～ (全議員) 10時～	
	26日	(火)					
	27日	(水)		会派世話人会	第4委員会室		
	28日	(木)					
	29日	(金)					
	30日	(土)					
31日	(日)						
11月	1日	(月)	1 11月臨時会議 議会提出案件(選挙等)、委員会等	議場他	10時～		
	2日	(火)	2 11月臨時会議 提案説明、議案質疑、採決	議場他	10時～		
	3日	(水)					
	4日	(木)					
	5日	(金)					
	6日	(土)					
	7日	(日)					
	8日	(月)		総務文教委員会	全員協議会室	10時～	
	9日	(火)		福祉環境委員会	全員協議会室	10時～	
	10日	(水)		産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
	11日	(木)					
	12日	(金)		請願・陳情・意見書・決議提出締切		【締切】 13時	
	13日	(土)					
	14日	(日)					
	15日	(月)		全員協議会	議場	10時～	
	16日	(火)					
	17日	(水)					
	18日	(木)		個人一般質問メール・FAX受付締切		【締切】 11時	
	19日	(金)		個人一般質問通告書提出締切		【締切】 11時	
	20日	(土)		議会運営委員会	全員協議会室	13時～	
	21日	(日)					
	22日	(月)					
	23日	(火)					
	24日	(水)					
	25日	(木)					
	26日	(金)		個人一般質問説明用パネル提出		【締切】 12時	
	27日	(土)					
	28日	(日)					
	29日	(月)					
30日	(火)		1 開会 市長所信表明 提案説明	議場	10時～		
			全員協議会	議場	本会議終了後		
			総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後		
			福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後		
			産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後		
12月	1日	(水)	2 個人一般質問	議場	10時～		
	2日	(木)	3 個人一般質問	議場	10時～		
	3日	(金)	4 個人一般質問	議場	10時～		
	4日	(土)	5				
	5日	(日)	6				
	6日	(月)	7 個人一般質問	議場	10時～		
	7日	(火)	8 議案質疑	議場	10時～		
	8日	(水)	9 総務文教委員会	全員協議会室	10時～		
	9日	(木)	10 福祉環境委員会	全員協議会室	10時～		
	10日	(金)	11 産業建設委員会	全員協議会室	10時～		
	11日	(土)	12				
	12日	(日)	13				
	13日	(月)	14 予算決算委員会(12月補正審査)	議場	10時～		
	14日	(火)	15 予算決算委員会(予備)	議場	10時～		
				討論通告期限		【締切】 17時	
	15日	(水)	16 休会				
				対抗討論通告期限		【締切】 13時	
16日	(木)	17 委員長報告 採決	議場	10時～			
			全員協議会	議場	本会議終了後		
			議会運営委員会	全員協議会室	全員協議会終了後		

浜田市議会申し合わせ事項の変更について（9項目）

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	目次 その他 第2章 議員政治倫理審査会の削除	目次 「その他」 P12 「その他」 第2章 議員政治倫理審査会	「その他」 第2章 議員政治倫理審査会	「その他」 第2章 議員政治倫理審査会 (R3.9.29 削除)
2	専決処分の承認の削除 ※通年の会期の導入に伴い存在しないため。	「会議規則関係」 P6 第1章 会議 第3節 議事日程	(議事日程の作成及び配付) 2 議事日程の順序は、原則として次のとおりとする。ただし、提案理由の説明は、一括して整理番号順に行う。 (1) 専決処分の報告・・・諸般の報告に含め、説明は省略 (2) 専決処分の承認 (3) 決算 (4) 条例・その他の議案 (5) 予算 (6) 請願・陳情、意見書	(議事日程の作成及び配付) 2 議事日程の順序は、原則として次のとおりとする。ただし、提案理由の説明は、一括して整理番号順に行う。 (1) 専決処分の報告・・・諸般の報告に含め、説明は省略 (2) 専決処分の承認 (R3.9.29 削除) (3) (2) 決算 (4) (3) 条例・その他の議案 (5) (4) 予算 (6) (5) 請願・陳情、意見書
3	専決議案の削除 ※通年の会期の導入に伴い存在しないため。	「会議規則関係」 P7 第1章 会議 第5節 議事	(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 5 専決議案、人事案件（議員提出のもの及び議員のうちから選任する監査委員）及び議会運営委員会で全会一致した議員提出議案、意見書案、決議案は委員会付託を省略する。 (H25.8.26 修正) (R3.9.29 訂正)	(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 5 専決議案 、人事案件（議員提出のもの及び議員のうちから選任する監査委員）及び議会運営委員会で全会一致した議員提出議案、意見書案、決議案は委員会付託を省略する。 (H25.8.26 修正) (R3.9.29 修正)
4	会派代表質問の実施	「会議規則関係」 P8 第1章 会議 第7節 発言	(個人一般質問・会派代表質問) 2 会派代表質問は「会派代表による一般質問実施要領」により、施政方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。	(個人一般質問・会派代表質問) 2 会派代表質問は「会派代表による一般質問実施要領」により、施政方針及び教育方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。(R3.9.29 修正)
5	請願に添付された署名の取り扱いの追加	「会議規則関係」 P12 第2章 請願及び陳情	(請願) 新設	(請願) 12 請願に付随する署名一覧については、個人情報保護の観点からタブレット端末に配付せず、委員会審査時のレジメに署名総数を記載することとする。 (R3.9.29 追加)

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
6	参考規定の修正	「会議規則関係」 P12 第2章 請願及び陳情	(陳情) 8 郵送による陳情書、要望書等は、関係委員会にその写しを配付するのみとする。(ただし、上記6のとおり意見書提出を求める陳情は議長預かりとする)	(陳情) 8 郵送による陳情書、要望書等は、関係委員会にその写しを配付するのみとする。(ただし、上記7のとおり意見書提出を求める陳情は議長預かりとする)
7	陳情に添付された署名の取り扱いの追加	「会議規則関係」 P13 第2章 請願及び陳情	(陳情) 新設	(陳情) 12 陳情に付随する署名一覧については、個人情報保護の観点からタブレット端末に配付せず、委員会審査時のレジュメに署名総数を記載することとする。 (R3.9.29 追加)
8	浜田市議会政治倫理審再開の選出基準の削除に伴う章番号の修正 ※関係例規改正に伴う削除	「その他」 P17～18 第2章～第6章	第2章 議員政治倫理審査会 1 審査会の委員は、各会派から議会運営委員会の選出基準による選出とし、1人会派からも各1人を選出したものをもって設置する。 第3章 会派及び各派交渉会 (H30.12.19 修正) 略 第4章 全員協議会 (H30.12.19 修正) 略 第5章 追悼 (H30.12.19 修正) 略 第6章 その他 (H30.12.19 修正) 略	第2章 議員政治倫理審査会 (R3.9.28 削除) 1 審査会の委員は、各会派から議会運営委員会の選出基準による選出とし、1人会派からも各1人を選出したものをもって設置する。 第2章 会派及び各派交渉会 (H30.12.19 修正) (R3.9.29 修正) 略 第3章 全員協議会 (H30.12.19 修正) (R3.9.29 修正) 略 第4章 追悼 (H30.12.19 修正) (R3.9.29 修正) 略 第5章 その他 (H30.12.19 修正) (R3.9.29 修正) 略

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
9	退職者（課長職等）の実施の場の変更	「その他」 P18 第6章 その他	6 退職予定の本会議常時出席者の執行部管理職は、毎年3月定例会議最終日の議場又は全員協議会において、あいさつの場を設けることとする。（課長職等は所管の常任委員会開催時にあいさつの場を設ける）（H30.12.19修正）	6 退職予定の本会議常時出席者の執行部管理職は、毎年3月定例会議最終日の議場又は全員協議会において、あいさつの場を設けることとする。（課長職等は所管の 予算決算委員会終了時 にあいさつの場を設ける） （H30.12.19修正） （R3.9.29修正）